

○姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則

昭和63年8月30日

規則第45号

改正 平成16年6月4日規則第33号

平成21年7月24日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年姫路市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自転車等放置禁止区域等の表示)

第2条 市長は、条例第9条第1項の規定により放置禁止区域等を指定したときは、同条第2項の規定により告示するほか、その区域内で公衆の見やすい場所に放置禁止区域等内であることを表示する標識板等を設置するものとする。

(放置準禁止区域における自転車等の放置禁止時間)

第3条 条例第9条第1項の放置準禁止区域における自転車等の放置禁止時間は、午後8時から翌日の午前10時までとする。

(自転車等の放置に関する特例)

第4条 条例第10条ただし書の規定により、市長が特にやむを得ないと認める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共性又は公益性の高い業務に従事中であり、かつ、やむを得ない場合
- (2) 社会慣習上その他これに類する特別の事由による場合

(移送及び保管の告示)

第5条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 移送した理由
- (2) 自転車等の放置されていた場所
- (3) 移送した日
- (4) 移送した台数
- (5) 保管場所
- (6) 保管期間
- (7) 返還時間
- (8) 返還を受けるための必要事項
- (9) 問い合わせ先

(費用の徴収)

第6条 市長は、特に認めた者からは、条例第14条第1項に規定する費用を徴収しないものとする。

(費用の額)

第7条 条例第14条第2項の規則で定める額は、自転車1台について2,000円、原動機付自転車1台について4,000円とする。

(細則)

第8条 この規則に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年9月14日から施行する。

附 則(平成16年6月4日規則第33号)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後に移送した自転車等に関し徴収する費用について適用し、同日前に移送した自転車等に関し徴収する費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年7月24日規則第52号)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第7条の規定は、この規則の施行の日以後に移送した自転車等に関し徴収する費用について適用し、同日前に移送した自転車等に関し徴収する費用については、なお従前の例による。